可児市緑化推進委員会緑化推進助成金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、可児市緑化推進委員会が（公社）岐阜県緑化推進委員会から交付される「緑の募金」による市町村還元金の一部を使用し、自治会等が行う緑化推進事業を助成することにより、市内緑化及び緑化啓発活動の推進を図ることを目的とする。

（助成事業者）

第２条　この助成金の交付対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる団体で、政治活動及び宗教活動を目的とした団体でないこと。

⑴　可児市の自治会

⑵　市民が組織する各種団体

⑶　市内に事務所又は工場を有する企業

⑷　その他支部長が必要と認めた団体

（助成対象活動）

第３条　助成の対象は、次の各号のすべての条件を満たすものとする。

⑴　市内にある公共用地又は市内の財産区が所有する土地で、自治会等が植樹を行う場所であること。

⑵　市内で開催されるイベント等で、市内緑化及び緑化啓発の推進を行うものであること。

⑶　国又は地方公共団体等から、類以している補助金又は助成金を受けていないこと。

（助成対象経費）

第４条　助成対象経費は、緑化活動実施に必要な経費のうち、苗木、用土、肥料、支柱、ガソリン等原材料の購入費用及び工具リース代とし、印刷費や交通費等の事務的経費及び食糧費を除くものとする。

（助成金額等）

第５条　助成は、予算の範囲内において行い、１団体当たり原則年１回とし、助成金額は 20 万円以下とする。ただし、同一の団体が１年度の間に複数回の助成を受けようとする場合は、あらかじめ各団体で承認された年間活動計画書を提出したものに限り、助成の決定を行うことができる。

（交付申請）

第６条　助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を活動実施日の 15 日前までに支部長に提出するものとする。

⑴　緑化推進活動助成金交付申請書（別記様式第１号）

⑵　緑化活動実施に係る苗木代等の見積書（３者以上の見積書）

⑶　活動実施箇所を示す図面

（交付決定）
第７条　支部長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、緑化推進活動助成金交付決定通知書（別記様式第２号）により、申請者に通知する。

（活動の変更等）
第８条　申請者は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに変更交付申請書（別記様式第３号）を支部長に提出するものとする。
⑴　活動の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
⑵　活動の経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合
⑶　活動が予定の期間内に完了しない場合

２　支部長は、前項の規定により当該補助金等の交付の変更申請があったときは、その内容を審査し、変更交付の可否を決定し、変更交付指令書（別記様式第４号）により申請者に通知する。

（実績報告）
第９条　申請者は、助成活動の実施完了後 15 日以内に実績報告書（別記様式第５号）を作成し、事業実行に係る領収書原本（原則）及び必要な書類を添えて支部長に提出するものとする。
　また、実績報告にあたって立替払いができず領収書の添付ができない場合は、あらかじめ支部長と協議のうえ、例外的に納品書、請求書、完成（実施状況）写真等をもって替えることができるものとする。

（助成金の額の確定）
第 10 条　支部長は、実績報告書が提出されたときは、申請書及び交付決定に基づいて内容の審査を行い、適当と認めた経費を確定し、申請者に対し、助成金の額の確定通知書（別記様式第６号）により通知する。

（助成金の請求）
第 11 条　申請者は、前条の規定により助成金の額が確定したときは、速やかに助成金交付請求書（別記様式第７号）を支部長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

（交付決定の取消）
第 12 条　支部長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。
⑴　偽り、その他の不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
⑵　助成金を他の用途に使用したとき。
⑶　その他交付決定の内容に違反したとき。

（助成金の返還）

第 13 条　支部長は、前条の規定により交付決定を取り消したときは、申請者に対し助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（委任）

第 14 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、支部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年９月 22 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年 10 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。